

第 33 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 27 日

熊本市中央区水前寺 6 丁目 29 番 2 号

株式会社 熊 本 銀 行

取締役頭取 坂 本 俊 宏

貸借対照表（2025 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金	727,720	預 金	1,669,274
現 金	21,314	当 座 預 金	32,278
預 け 金	706,406	普 通 預 金	1,173,413
コ ー ル 口 一 ン	393	貯 蓄 預 金	8,818
買 入 金 銭 債 権	2	通 知 預 金	460
有 価 証 券	166,555	定 期 預 金	440,081
国 債	134,408	定 期 積 金	14
地 方 債	4,271	そ の 他 の 預 金	14,207
社 債	9,103	譲 渡 性 預 金	150
株 式	2,350	コ ー ル マ ネ ー	480,000
そ の 他 の 証 券	16,421	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	129,602
貸 出 金	2,122,774	借 用 金	671,000
割 引 手 形 付	1,080	借 入 金	671,000
手 形 貸 付	9,692	外 国 為 替	37
証 書 貸 付	1,951,892	売 渡 外 国 為 替	37
当 座 貸 越	160,108	そ の 他 負 債	18,074
外 国 為 替	2,278	未 払 法 人 税 等	1,083
外 国 他 店 預 け	2,159	未 払 費 用	1,930
買 入 外 国 為 替	119	前 受 収 益	865
そ の 他 資 産	15,397	従 業 員 預 り 金	126
前 払 費 用	20	給 付 補 填 備 金	1
未 収 収 益	2,711	金 融 派 生 商 品	11,610
金 融 派 生 商 品	6,156	リ ー ス 債 務	599
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	5,413	資 産 除 去 債 務	6
そ の 他 の 資 産	1,095	そ の 他 の 負 債	1,851
有 形 固 定 資 産	17,082	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,067
建 物	2,623	株 式 給 付 引 当 金	37
土 地	12,299	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,239
リ ー ス 資 産	599	支 払 承 諾	4,217
建 設 仮 勘 定	747	負 債 の 部 合 計	2,974,700
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	812	（純 資 産 の 部）	
無 形 固 定 資 産	1,607	資 本 金	10,000
ソ フ ト ウ ェ ア	945	資 本 剰 余 金	57,694
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	661	資 本 準 備 金	10,000
前 払 年 金 費 用	3,647	そ の 他 資 本 剰 余 金	47,694
繰 延 税 金 資 産	13,194	利 益 剰 余 金	24,843
支 払 承 諾 見 返 金	4,217	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,843
貸 倒 引 当 金	△20,413	繰 越 利 益 剰 余 金	24,843
		株 主 資 本 合 計	92,537
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△9,743
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,735
		土 地 再 評 価 差 額 金	698
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△12,779
		純 資 産 の 部 合 計	79,758
資 産 の 部 合 計	3,054,458	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,054,458

損益計算書 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		32,011
資金運用収益	24,647	
貸出金利	19,192	
有価証券利息配当金	1,264	
コールローン利息	22	
債券貸借取引受入利息	88	
預け金利息	0	
金利スワップ受入利息	1,762	
その他の受入利息	2,317	
役務取引等収益	6,729	
受入為替手数料	1,167	
その他の役務収益	5,561	
その他業務収益	83	
外国為替売買益	39	
国債等債券売却益	9	
金融派生商品収益	33	
その他経常収益	551	
償却債権取立益	0	
貸倒引当金戻入益	505	
その他の経常収益	46	
経常費用		22,976
資金調達費用	3,973	
預金利息	1,055	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息	1,001	
債券貸借取引支払利息	180	
借入金利息	1,080	
金利スワップ支払利息	651	
その他の支払利息	4	
役務取引等費用	4,529	
支払為替手数料	559	
その他の役務費用	3,969	
その他業務費用	207	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	200	
国債等債券償還	7	
営業経費	13,900	
その他経常費用	366	
貸出金償却	0	
睡眠預金払戻引当金繰入	103	
その他の経常費用	263	
経常利益		9,034
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		157
固定資産処分損失	89	
減損	67	
税引前当期純利益		8,877
法人税、住民税及び事業税	1,860	
法人税等調整額	129	
法人税等合計		1,989
当期純利益		6,887

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物については、定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～48 年

その他 2 年～20 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、景気予測に基づくデフォルト率を正常先10区分、要注意先6区分、破綻懸念先1区分の計17区分で推計し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. グループ通算制度の適用

当行は、グループ通算制度を適用しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で利益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損失の場合はその金額を「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該適用による財務諸表に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 20,413 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「デフォルト率の推計における将来の景気見通し」であります。それぞれの仮定の内容は次のとおりです。

- ・債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し

各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

- ・デフォルト率の推計における将来の景気見通し

デフォルト率は、景気予測と過去の景気推移及び倒産実績をもとに統計的に推計のうえ算定しており、景気指標にはGDP成長率を使用しております。

景気予測にあたっては、将来の景気見通しに基づく2つのシナリオ(ベースシナリオとダウンサイドシナリオ)から1年間の予想GDP成長率を算定し、原則半期毎に取締役会で決定しております。

当事業年度末における景気見通しは、実質賃金の増加による消費回復に期待が高まるものの、継続的な物価高によるコスト上昇や人手不足による供給制約、利上げによる金融環境の変化に加え、米国の通商政策の動向や米中貿易戦争の懸念など経済を取り巻く不透明感は強いと仮定しております。

③翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

主要な仮定は、景気動向や不動産価格、取引先企業の経営状況の変動等の不確実性の影響を受ける可能性があり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,547 百万円
危険債権額	19,216 百万円
三月以上延滞債権額	208 百万円
貸出条件緩和債権額	9,023 百万円
合計額	32,995 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,199百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	130,162 百万円
貸出金	832,579 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,425 百万円
債券貸借取引受入担保金	129,602 百万円
借用金	671,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、現金預け金0百万円、有価証券8,257百万円及びその他の資産3百万円を差し入れております。

関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他の資産には、保証金245百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

4. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、340,403百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が332,834百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当

行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づいて、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4,350百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額

14,491百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額

2,234百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は7,286百万円であります。

9. 関係会社に対する金銭債権総額

35百万円

10. 関係会社に対する金銭債務総額

227百万円

11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)

10.75%

(損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、土地建物賃貸料13百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、信用保証協会責任共有制度負担金69百万円を含んでおります。

3. 関係会社との取引による費用

その他業務・その他経常取引に係る費用総額

254百万円

4. 関連当事者との取引

- (1) 親会社

該当事項はありません。

- (2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社福岡銀行	—	金銭貸借関係	資金の貸付	△107	コールローン	393
				コールローン利息	22	未収収益	2
				資金の借入	145,000	コールマネー	480,000
				コールマネー利息	1,001	未払費用	6
			債券貸借関係	債券貸借取引に伴う担保金の受入	11,533	債券貸借取引受入担保金	129,602
				債券貸借取引支払利息	180	未払費用	8
				債券の品貸料	9	未収収益	0
	ふくぎん保証株式会社	—	保証委託関係	当行の住宅ローン債権等に関する被保証	466,290	—	—
				保証料の支払	1,042	—	—

(注) 上記取引は、一般の取引と同様の条件で行っております。

(4) 役員

関連当事者との取引について記載すべき重要な情報はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、銀行業務を中心に様々な金融サービスを提供しております。これらの事業において、資金運用手段はお客様への貸出金を主として、その他コールローン及び債券を中心とした有価証券等であります。また、資金調達手段はお客様からお預かりする預金を主として、その他コールマネー、借入金、社債等であります。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(A L M)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融商品の内容及びそのリスクは、主として以下のとおりであります。

(貸出金)

主に国内の法人及び個人のお客様に対する貸出金であり、貸出先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被る信用リスク及び金利が変動することにより利益が減少するないし損失を被る金利リスクに晒されております。

(有価証券)

主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利リスク、市場の価値が変動し損失を被る価格変動リスク及び一定の環境の下で売却が困難になるなどの流動性リスク(市場流動性リスク)に晒されております。金利リスクのうち、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを軽減しております。外貨建債券については、上記リスクのほか、為替の変動により損失を被る為替変動リスクに晒されておりますが、通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクを軽減しております。

(預金及び譲渡性預金)

主に法人及び個人のお客様からお預かりする当座預金、普通預金等の要求払預金、自由金利定期等の定期性預金及び譲渡性預金であり、予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる等の流動性リスク(資金繰りリスク)に晒されております。

(デリバティブ取引)

デリバティブ取引はお客様に対するヘッジ手段等の提供や、当行の資産及び負債の総合的管理(A L M)等を目的に行っており、市場リスク(金利リスク、価格変動リスク、為替変動リスク)、信用リスク及び流動性リスク(市場流動性リスク)に晒されております。

また、A L Mの一環として、金利リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っているデリバティブ取引の一部にはヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「重要な会計方針7. ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクは当行が保有する主要なリスクであり、資産の健全性を維持しつつ適正な収益を確保するうえで、適切な管理を行うことは銀行経営における最も重要な課題の一つとなっております。

当行の取締役会は、信用リスク管理の基本方針を定めた「信用リスク管理方針」及び与信業務を適切に運営するための基本的な考え方や判断・行動の基準を明記した「与信の基本方針(クレジット・ポリシー)」を制定し、信用リスクを適切に管理しております。また、債務者の実態把握、債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を行っております。加えて、個別債務者やポートフォリオ等の信用リスク量を算定し、一般貸倒引当金の検証、自己資本との比較、信用リスク管理手法への活用

等を行い、信用リスクを合理的かつ定量的に把握しております。

信用リスク管理にかかる組織は、信用リスク管理部門及び内部監査部門で明確に分離しております。さらに信用リスク管理部門には、審査部門、与信管理部門、問題債権管理部門を設置しており、信用リスク管理の実効性を確保しております。与信管理部門は、信用リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」に則り、信用リスク管理態勢の整備・確立に努めております。内部監査部門は、信用リスクの管理状況の適切性を監査しております。

また、与信管理部門は、信用リスク及び信用リスク管理の状況について定期的に又は必要に応じて適時・適切に取締役会やALM委員会等へ報告しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当行の収益の中で、金利リスク等の市場リスクにかかる収益は、信用リスクのそれとともに大きな収益源の一つですが、そのリスク・テイクの内容次第では、市場リスク・ファクターの変動によって収益力や財務内容の健全性に重大な影響を及ぼすことになります。

当行の取締役会は、市場リスク管理の基本方針を定めた「市場リスク管理方針」及び具体的管理方法を定めた管理規則を制定し、市場リスクを適切に管理しております。

当行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、対応方針を決定しております。リスク限度枠等については、株式会社ふくおかフィナンシャルグループから配賦されたリスク資本額やその他市場リスク管理に必要な限度枠を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っております。

市場リスク管理にかかる組織は、市場取引部門(フロント・オフィス)、市場リスク管理部門(ミドル・オフィス)、市場事務管理部門(バック・オフィス)及び内部監査部門で明確に分離しており、相互牽制機能が発揮できる組織体制としております。市場リスク管理部門は、市場リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」に則り、市場リスク管理態勢の整備・確立に努めております。内部監査部門は、市場リスクの管理状況の適切性を監査しております。

また、市場リスク管理部門は、市場リスク及び市場リスク管理の状況について定期的に又は必要に応じて適時・適切に取締役会やALM委員会等へ報告しております。

<市場リスクに係る定量的情報>

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行では、「商品有価証券」、「デリバティブ取引」のうち金利関連取引、通貨関連取引及び債券関連取引の一部をトレーディング目的で保有しております。

これらの金融商品はお客様との取引及びその反対取引がほとんどであり、リスクは僅少であります。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

(i) 金利リスク

当行において、主要なリスク変数である金利の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうち債券、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうち金利関連取引であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,250日)によってVaRを算定しており、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

2025年3月31日現在で当行の金利リスク量(損失額の推計値)は、3,313百万円であります。

当行では、モデルが算出するVaRと、VaR計測時のポートフォリオに基づく仮想の損益とを比較するバックテストを実行しております。金利リスクのうち国内バンキング部門において、2024年度に関して実施したバックテストの結果、損失がVaRを複数回超過したため、VaRに一定の乗数を乗じることで、保守性を確保して

おります。

なお、金融負債の「預金」のうち満期のない「流動性預金」については、内部モデルによりその長期滞留性を考慮して適切に推計した期日を用いて、V a Rを算定しております。

但し、V a Rは過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量を計測しているため、過去の相場変動で観測できなかった金利変動が発生した場合は、リスクを捕捉できない可能性があります。

(ii) 価格変動リスク

当行において、主要なリスク変数である株価の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち上場株式及び投資信託であります。

当行では、これらの金融資産について、ヒストリカル・シミュレーション法(政策投資上場株式は保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,250日、投資信託は保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1,250日)によってV a Rを算定しており、価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

2025年3月31日現在で当行の価格変動リスク量は、3,057百万円であります。

当行では、モデルが算出するV a Rと、V a R計測時のポートフォリオに基づく仮想の損益とを比較するバックテストを実行しております。2024年度に関して実施したバックテストの結果、損失がV a Rを超過した実績はなく、使用する計測モデルは十分な精度により価格変動リスクを捕捉しているものと考えております。

但し、V a Rは過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での価格変動リスク量を計測しているため、過去の相場変動で観測できなかった価格変動が発生した場合は、リスクを捕捉できない可能性があります。

(iii) 為替変動リスク

当行において、リスク変数である為替の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」のうち外貨建貸付金、「預金」のうち外貨建預金、「デリバティブ取引」のうち通貨関連取引であります。

当行では、当該金融資産と金融負債相殺後の純額をコントロールすることによって為替リスクを回避しており、リスクは僅少であります。

③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクの軽視が経営破綻や、ひいては金融機関全体の連鎖的破綻(システミック・リスク)の顕在化につながりかねないため、流動性リスクの管理には万全を期す必要があると考えております。

当行の取締役会は、流動性リスク管理の基本方針を定めた「流動性リスク管理方針」、具体的管理方法を定めた管理規則及び流動性危機時の対応方針を定めた規則を制定し、流動性リスクを適切に管理しております。

当行では、ALM委員会においてマーケット環境の変化に対する機動的かつ具体的な対応策を協議し、対応方針を決定しております。リスク限度枠等については、資金繰りリミットや担保差入限度額等を常務会等で設定し、半期に一度、見直しを行っております。

当行の資金繰りの状況について、状況に応じた管理区分(平常時・懸念時・危機時等)及び状況に応じた対応方針を定め、資金繰り管理部門が月次で管理区分を判断し、ALM委員会で必要に応じて対応方針を協議する体制としております。

流動性リスク管理にかかる組織は、日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門、日々の資金繰りの管理・運営等の適切性のモニタリング等を行う流動性リスク管理部門及び内部監査部門で明確に分離しており、相互牽制機能が発揮できる組織体制としております。流動性リスク管理部門は、流動性リスクに関するアクションプランを定めた「リスク管理プログラム」に則り、流動性リスク管理態勢の整備・確立に努めております。内部監査部門は、流動性リスクの管理状況の適切性を監査しております。

また、流動性リスク管理部門は、流動性リスク及び流動性リスク管理の状況について定期的に又は必要に応じて適時・適切に取締役会やALM委員会等へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目及び「貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 その他有価証券 (*1)	165,395	165,395	—
(2) 貸出金 貸倒引当金 (*2)	2,122,774 △20,410		
	2,102,364	2,109,224	6,860
資産計	2,267,759	2,274,620	6,860
(1) 預金	1,669,274	1,668,817	△456
(2) 譲渡性預金	150	149	△0
(3) 借入金	671,000	653,681	△17,318
負債計	2,340,424	2,322,649	△17,775
デリバティブ取引 (*3) ヘッジ会計が適用されていないもの	(18)	(18)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,247)	(5,247)	—
デリバティブ取引計	(5,266)	(5,266)	—

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	623
組合出資金(*3)	536

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式の減損処理は該当ありません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	134,408	—	—	134,408
地方債	—	4,271	—	4,271
社債	—	1,868	7,235	9,103
株式	1,727	—	—	1,727
外国債券	—	—	—	—
その他（※1）	6,467	7,426	—	13,893
資産計	142,602	13,565	7,235	163,403
デリバティブ取引（※2）				
金利関連	—	△5,229	—	△5,229
通貨関連	—	△36	—	△36
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	△5,266	—	△5,266

（※1） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24～9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は1,991百万円であります。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
貸出金	—	—	2, 109, 224	2, 109, 224
資産計	—	—	2, 109, 224	2, 109, 224
預金	—	1, 668, 817	—	1, 668, 817
譲渡性預金	—	149	—	149
借用金	—	653, 681	—	653, 681
負債計	—	2, 322, 649	—	2, 322, 649

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

相場価格が利用できない場合には、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、主として、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた貸出金の種類及び債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル 3 の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積もり、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

借用金

借用金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。これらについては、時価に対して観察できないインプットの影響額が重要な場合にはレベル 3 の時価、そうでない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、市場金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。

店頭取引のうち、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル 2 の時価に分類しております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル 3 の時価に分類しております。

(注 2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2025年 3 月 31 日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	割引現在 価値法	倒産確率	0.05% － 1.66%	0.26%
		倒産時の損失率	20.00% － 100.00%	68.12%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2025年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は 評価・換算差額等		購入、売却、 発行及び決済の 純額	レベル 3 の時価へ の振替	レベル 3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち貸借 対照表に おいて保 有する金 融資産 及び金融 負債の評 価損益
		損益に 計上 (*)	その他有 価証券評 価差額金					
有価証券								
その他 有価証券								
社債	8,425	－	△44	△1,145	－	－	7,235	－

(*) 主に損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行では、リスク管理部門(ミドル・オフィス)及び市場事務管理部門(バック・オフィス)において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各部門が時価を算定しております。算定された時価は、各部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や価格の時系列推移の分析、当行で算出した推定値との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の、債券の残高合計に占める割合を示す推定値であります。倒産時の損失率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2025年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(貸借対照表計上額 関連法人等株式49百万円)は、全て市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

4. その他有価証券(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,472	591	880
	債券	12,458	12,439	18
	国債	10,651	10,639	11
	地方債	1,000	1,000	0
	社債	807	799	7
	その他	3,701	3,603	97
	小計	17,632	16,634	997
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	255	361	△106
	債券	135,324	149,473	△14,149
	国債	123,756	137,669	△13,912
	地方債	3,270	3,394	△123
	社債	8,296	8,410	△113
	その他	12,184	13,185	△1,001
	小計	147,763	163,020	△15,257
合計		165,395	179,654	△14,259

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	22,522	9	200
国債	22,522	9	200
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	22,522	9	200

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,933 百万円
退職給付引当金	344
その他有価証券評価差額金	4,516
有価証券償却	52
減価償却	135
繰延ヘッジ損益	1,701
その他	1,303
繰延税金資産小計	13,988
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△792
評価性引当額小計	△792
繰延税金資産合計	13,196
繰延税金負債	
その他	△1
繰延税金負債合計	△1
繰延税金資産の純額	13,194 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は259百万円増加し、その他有価証券評価差額金は129百万円増加し、繰延ヘッジ損益は48百万円増加し、法人税等調整額は81百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は35百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産関係の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	109 円 10 銭
1株当たりの当期純利益金額	9 円 42 銭